

広報ふえふき Fuefuki

2020
号外

市では新型コロナウイルス感染症に
対応した緊急対策として、
給付事業などを行うこととしました。
本紙には笛吹市が独自に行うもののほか、
市民の皆さまの生活を支援する、
主な事業を掲載しました。

給付金などの手続きを装った詐欺にご注意ください。

Contents

02 大学生等学業継続支援事業

02 高校生等共にならぼう応援事業

03 ひとり親家庭特別給付金事業

03 笛吹市創業持続化支援事業

04-06 個人向け支援事業

06-07 事業者向け支援事業

大学生等学業継続支援事業

学校教育法に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在籍し、かつ、市の住民基本台帳に登録されている学生等に対し、給付金を支給します。

対象者

次のいずれかの者

- 令和2年4月27日時点で本市の住民基本台帳に登録されている学生
- 令和2年4月27日時点で本市の住民基本台帳に登録されている者の税法上扶養となっている学生又は健康保険の被扶養者となっている学生

給付額

対象者1人につき10万円

申請方法

市ホームページより申請書をダウンロードし、必要事項を記入し、関係書類を添付の上、電子メールまたは郵送で申請してください。

給付スケジュール(予定)

- 申請期間 6月1日～8月31日(消印有効)
- 給付開始日 6月12日より順次

給付方法

申請者本人名義の銀行口座へ振り込みます。

申請・問合せ先

企画課 特別定額給付金室
☎055(267)6678

最新の情報は市ホームページ
でご確認ください。



高校生等共になんばろう応援事業

基準日に市の住民基本台帳に登録されている高校生世代に該当する対象者へ給付金を支給します。

対象者

令和2年4月27日時点で本市の住民基本台帳に登録されている高校生世代(平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者)で、特別定額給付金の申請を行った者。

給付額

対象者1人につき1万円

申請方法

特別定額給付金の申請をもって申請とする。
(特別定額給付金の申請に併せて、市が対象者を確認し、支給します。)

給付方法

特別定額給付金の申請時に指定した銀行口座へ振り込みます。
※特別定額給付金とは別に振り込まれます。

申請・問合せ先

企画課 企画調整担当
☎055(267)6678

最新の情報は市ホームページ
でご確認ください。



ひとり親家庭

(児童扶養手当認定者)

特別給付金事業

ひとり親家庭のうち児童扶養手当認定者を対象に、給付金を支給します。

対象者

令和2年5月18日時点で本市の児童扶養手当認定者

給付額

対象児童1人につき3万円

申請方法

この給付金の申請は不要です。

給付スケジュール(予定)

給付開始日 5月末日

給付方法

児童扶養手当の手続き時に指定した銀行口座へ振り込みます。

問合せ先

子育て支援課 子育て支援担当
☎055(261)1904

最新の情報は市ホームページ
でご確認ください。



笛吹市創業持続化支援事業

新規事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給し、事業の継続を支えます。

対象者

対象業種を令和2年1月1日から令和2年4月30日までに設立または開業した次のいずれかに該当する者。ただし、令和2年4月30日までに、法人については法人登記を、個人事業者については個人事業開業届を提出していること。

- 市内で事業を行っている法人
- 本市の住民基本台帳に登録されている、市内外で事業を行っている個人事業者

対象業種

- ①中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号に該当する者(製造業その他、卸売業、サービス業、小売業)
- ②その他市長が認める業種

給付額

法人50万円/個人20万円

申請方法

観光商工課窓口または市ホームページより申請書をダウンロードし、観光商工課窓口にて申請してください。(郵送不可)

給付スケジュール(予定)

- 申請期間 6月1日～9月30日
- 給付開始 申請ごとに随時

申請・問合せ先

観光商工課 商工労働担当
☎055(261)2034

最新の情報は市ホームページ
でご確認ください。



新型コロナウイルス感染症に伴う支援策一覧(個人向け支援)

	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、市税・料の支払いを猶予、減免、軽減措置を求める場合は、問い合わせ先までご相談ください。	問合せ先
相談	市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税種別割・国民健康保険税等)の徴収猶予の特例 令和2年2月以降の事業等に係る収入が20%以上減少し、市税を一時に納付、又は納入が困難な場合に、1年間の徴収猶予を行います。 (対象となる市税：令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税)	収税課 収納担当 ☎055-262-4111(代)
	国民健康保険税の減免	国民健康保険課 国保総務担当 ☎055-262-4111(代)
	後期高齢者医療保険料減免・納付猶予	国民健康保険課 高齢者医療・年金担当 ☎055-262-4111(代)
	国民年金保険料免除等の特例(国)(対象となる保険料：令和2年2月～6月分の保険料)	国民健康保険課 高齢者医療・年金担当 ☎055-262-4111(代) 日本年金機構 甲府事務所 ☎055-252-1441
	介護保険料の減免(対象：介護保険第1号被保険者)	長寿介護課 長寿総務担当 ☎055-262-4111(代)
	市営住宅の家賃支払期限延長などの相談	管理総務課 総務住宅担当 ☎055-262-4111(代)
	上下水道料金支払い猶予	笛吹市 上下水道料金センター ☎055-261-3345

	事業名	事業内容(概要)	問合せ先
学童保育利用者	自粛に伴う学童保育利用料返金事業(市独自)	令和2年3月から5月までの自粛要請期間中の学童保育料を日割りで返還します。	子育て支援課 子育て支援担当 ☎055-262-4111(代)
	学童保育利用料無償化事業(市独自)	令和2年6月から11月までの6カ月分の学童保育料を無料とします。	子育て支援課 子育て支援担当 ☎055-262-4111(代)

	事業名	事業内容(概要)	問合せ先
保育所等利用者	保育所等副食費返還事業(市独自)	令和2年3月から5月において市内の施設を利用する保護者に対し登園を自粛した日数分の副食費を返還します。	子育て支援課 保育担当 ☎055-262-4111(代)
	保育所等副食費無償化事業(市独自)	令和2年6月から11月までの6カ月分の副食費を無料とします。	子育て支援課 保育担当 ☎055-262-4111(代)
	保育所等保育利用料返還事業(国)	令和2年3月から5月まで登園自粛をした日数分の保育利用料を日割りで返還します。	子育て支援課 保育担当 ☎055-262-4111(代)
	保育所等保育利用料無償化事業(市独自)	令和2年6月から令和2年11月までの6か月分の保育利用料を無料とします。	子育て支援課 保育担当 ☎055-262-4111(代)

	事業名	事業内容(概要)	問合せ先
給付	特別定額給付金(国)	基準日に市の住民基本台帳に記録されているすべての市民1人につき10万円を支給します。申請は令和2年5月18日から8月17日まで。(基準日：4月27日)	企画課 企画調整担当 ☎055-267-6678
	大学生等学業継続支援事業(市独自)	基準日に学校教育法に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在籍し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている学生等に対し、1人につき10万円を支給します。(基準日：4月27日)	企画課 企画調整担当 ☎055-267-6678
	高校生等共にかんばろう応援事業(市独自)	基準日に市の住民基本台帳に登録されている高校生世代に該当する対象者へ1人につき、1万円を対象者の世帯主に支給します。申請は、特別定額給付金の申請をもって受付としますので、改めての申請は不要です。(基準日：4月27日)	企画課 企画調整担当 ☎055-267-6678
	国民健康保険傷病手当金	国民健康保険被保険者である被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染するなど、療養のために就労できなくなった方に対し、収入減少額の3分の2を支給します。令和2年1月1日～9月30日のうち療養のため就労できない期間が対象です。	国民健康保険課 国保総務担当 ☎055-262-4111(代)
	後期高齢者医療傷病手当金	後期高齢者医療被保険者である被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染するなど、療養のため就労できなくなった方に対し、収入減少額の3分の2を支給します。令和2年1月1日～9月30日のうち療養のため就労できない期間が対象です。	国民健康保険課 高齢者医療・年金担当 ☎055-262-4111(代)
	自立支援医療(精神通院医療)の自己負担軽減事業(市独自)	重度心身障害者医療費助成による助成を受けられない自立支援医療(精神通院医療)受給者のうち低所得者を対象として、令和2年6月から11月診療分における自己負担分を助成します。	福祉総務課 障害福祉担当 ☎055-262-4111(代)
	障害児福祉サービス等の利用料助成事業(市独自)	障害児福祉サービス(放課後等デイサービス・児童発達支援)利用者に対し、令和2年6月から11月利用分における利用者負担分を無料にします。	福祉総務課 障害福祉担当 ☎055-262-4111(代)
	ひとり親家庭(児童扶養手当認定者)である児童扶養手当受給者世帯を対象に、児童1人につき3万円を支給します。(令和2年5月18日基準)	ひとり親家庭(児童扶養手当認定者)である児童扶養手当受給者世帯を対象に、児童1人につき3万円を支給します。(令和2年5月18日基準)	子育て支援課 子育て支援担当 ☎055-262-4111(代)
	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業(国)	児童手当受給者(特例給付受給者を除く)を対象に、児童1人につき1万円の臨時特別給付金を本年6月に支給します。	子育て支援課 子育て支援担当 ☎055-262-4111(代)
	住居確保給付金(国)	離職・廃業・休業等により経済的に困窮し、住居を失った、あるいは失いかねない方を対象として、家賃相当額を一定期間(原則3カ月)を本人に代わり家主等に支払います。	生活介護課 生活支援担当 ☎055-262-4111(代)

	事業名	事業内容(概要)	問合せ先
貸付	緊急小口資金(特例貸付)	新型コロナの影響で休業等により生活資金に困っている方へ、緊急かつ一時的な生計維持のために世帯に対し貸付を行います。 貸付上限：10万円(特に必要な場合は20万円以内)	笛吹市社会福祉協議会 地域福祉課 ☎055-265-5182
	総合支援資金(特例貸付)	新型コロナの影響で休業等により生活資金に困っている方へ、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し貸付を行います。 貸付上限：2人以上の世帯は月20万円以内、単身は月15万円以内 貸付期間：原則3カ月以内	笛吹市社会福祉協議会 地域福祉課 ☎055-265-5182

	事業の名称	事業内容(概要)	問合せ先
貸付	セーフティネット保証4号(県・市・民間)	新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業者で、1カ月の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後の2カ月を含む3カ月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる場合に貸付を行う制度です。	観光商工課 商工労働担当 ☎055-261-2034 取引のある金融機関
	セーフティネット保証5号(県・市・民間)	新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業者で、次のいずれかに該当する場合に貸付を行う制度です。 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種(※令和2年5月1日現在 全業種指定) (1) 最近3カ月の売上高等が前年同期と比べ5%以上減少している者 (2) 直近1カ月の売上高等とその後の2カ月の売上高等を含む3カ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少の見込まれる者	観光商工課 商工労働担当 ☎055-261-2034 取引のある金融機関
	危機関連保証(県・市・民間)	新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業者で、最近1カ月の売上高等が前年同月比で15%以上減少し、かつ、その後の2カ月を含む3カ月の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる場合に貸付を行う制度です。	観光商工課 商工労働担当 ☎055-261-2034 取引のある金融機関
	経済変動対策融資(新型コロナウイルス感染症対策)(県・市・民間)	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少した中小企業者の方を対象とした融資です。信用保証料の全額補助、利子補給(一定の要件に該当する場合)により資金繰りを支援する制度です。 対象：セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証の認定を受けた中小企業者	観光商工課 商工労働担当 ☎055-261-2034 取引のある金融機関
	小規模企業者小口資金融資制度(市独自)	小規模企業者に対して融資を行う制度です。 (運転資金5年、設備資金7年、限度額：750万円、利子補助有・保証補助有) (1) 常時使用する従業員が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあっては5人)以下の会社又は個人(宿泊業及び娯楽業は20人以下)(上記を除く商業・サービス業は5人以下) (2) 個人の場合、山梨県内に店舗・工場・事業所を有し、笛吹市内に1年以上居住していること。法人の場合、笛吹市内に1年以上店舗・工場・事業所を有していること。 (3) 1年以上同一の業種を営んでいる会社又は個人。 ※その他、納税要件あり	観光商工課 商工労働担当 ☎055-261-2034 山梨中央銀行 山梨県民信用組合 甲府信用金庫 山梨信用金庫

	事業の名称	事業内容(概要)	問合せ先
猶予・減免等	認定下水道料金に係る減免措置(市独自)	ホテル・旅館事業者に対し、令和2年2月使用分からの認定水量方式の下水道使用料を減免します。	笛吹市上下水道料金センター ☎055-261-3345
	市営温泉の給湯に伴う使用料の減免	市営春日居地区温泉の給湯を受けているホテル・旅館事業者に対し、令和2年4月から6月使用分までの料金の一部を減免します。	笛吹市上下水道料金センター ☎055-261-3345
	上下水道料金支払い猶予	コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により上下水道料金の支払いが困難となった方に対して、支払いの猶予を行います。	笛吹市上下水道料金センター ☎055-261-3345
	固定資産税の軽減措置	中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置(令和3年度課税の1年分に限り)令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同時期と比べて、30%以上50%未満減少している者は2分の1、50%以上減少している者は全額軽減。	税務課 資産税担当 ☎055-262-4111(代)

	事業名	事業内容(概要)	問合せ先
私立幼稚園利用者	私立幼稚園副食費助成事業(市独自)	令和2年3月から5月において登園を自粛した日数分の副食費を、市内の施設を利用する保護者に対して返還したことにより、私立幼稚園が負担する経費を市が補助します。	教育総務課 総務担当 ☎055-262-4111(代)
	私立幼稚園副食費無償化事業(市独自)	私立幼稚園に通う笛吹市在住の児童を対象に、保護者の経済的負担の軽減を図るため、令和2年6月から11月までの6カ月の副食費を市が負担します。	教育総務課 総務担当 ☎055-262-4111(代)

	事業名	事業内容(概要)	問合せ先
市内小中学校の児童生徒	学校給食費無償化事業(市独自)	保護者負担の軽減を図るため、6月から11月までの6カ月間、市内小中学校及び市内在住の児童生徒の給食費を無償化とします。また、市内小中学校の4、5月においてキャンセルできなかった食材費は、市が負担します。	学校教育課 学校給食担当 ☎055-262-4111(代)
	修学旅行の中止・延期に伴うキャンセル料支援事業(市独自)	修学旅行が中止となった場合に生じるキャンセル料は、保護者に負担を求めず、市が支援します。	学校教育課 学務担当 ☎055-262-4111(代)

準要保護世帯のうち子ども支援プロジェクトに申込みを行った世帯		
事業名	事業内容(概要)	問合せ先
小中学校の休校措置に伴う子どもの緊急食糧支援事業(市独自)	フードバンク山梨を通じ、対象世帯に対して、5月中に2回の食糧支援を実施します。	生活支援課 ☎055-262-4111(代)

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策一覧(事業者向け支援)

	事業の名称	事業内容(概要)	問合せ先
地域活性化策	笛吹市宿泊料金割引事業促進キャンペーン事業(市独自)	笛吹市宿泊料金割引事業促進のため、中央線沿線の主要駅(八王子、立川、新宿等)やメディア等を活用し、誘客キャンペーンを行います。(開始時期は新型コロナウイルス感染症収束後)	笛吹市観光商工課 ☎055-262-4111(代)
	飲食店支援クーポン事業(市独自)	山梨県が行う「無尽でお助けめざせ！みんなで100億円キャンペーン」で飲食店を支援する5%上乘せクーポンに、笛吹市内の飲食店を利用する場合は、さらに5%の上乗せを行います。(県の事業スケジュールに合わせて行います)	笛吹市観光商工課 ☎055-262-4111(代)

	事業の名称	事業内容(概要)	問合せ先
給付	持続化給付金(国)	感染症拡大により、売上が前年同月比で50%以上減少した場合は、年換算した減少分を給付金として支給します。 対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している法人や個人事業主 法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円	山梨県持続化給付金相談専用ダイヤル ☎055-223-1321
	雇用調整助成金(特例措置)	事業主が、雇用の維持を図った場合の労働者に対する休業手当や賃金等の一部助成を行います。 (1) 都道府県知事から休業要請を受けるなどの一定要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に100% (2) (1)に該当しない場合でも休業手当を支給する場合は、支払率が60%を超える部分の助成率を特例的に100%	厚生労働省 コールセンター ☎0120-60-3999
	笛吹市創業持続化支援事業(市独自)	新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けている新規開業者に対して、事業の継続を支援するため、設備投資や運転資金等事業全般に使用できる補助金を交付します。法人は50万円、個人事業者20万円	観光商工課 商工労働担当 ☎055-261-2034

広報号外

市長メッセージ



昨年、中国で確認された原因不明のウイルス性肺炎は、年が明け新型コロナウイルスが原因であると判明しました。このウイルスの感染は、瞬く間に全世界に拡大し、180を超える国と地域に及んでいます。

我が国においても、1月に感染者が確認されて以来、全国的に感染が拡大し、4月7日には東京都をはじめとする7都府県に緊急事態が宣言され、4月16日には全都道府県が対象区域となりました。

感染症拡大の防止対策として、長期間にわたり外出の自粛、営業の自粛、学校の休業などが実施され、市民の皆さまの生活や地域の経済に多大な影響が生じています。市民の皆さまの不安は、いかばかりかと心を痛めています。

このような状況の下、国や県においては、様々な支援策を打ち出していますが、市においても、国、県、市の役割を踏まえ、国や県の支援が届かない方々、支援を手厚くする必要がある方々に手当てをすべく、市の支援策を用意いたしました。市民の皆さまの不安解消に役立つものと信じています。

5月14日には、本県を含む39県の緊急事態宣言は解除されましたが、ウイルスの脅威がなくなった訳ではありません。「力を合わせて感染ストップ」引き続き市民の皆さまの感染予防の取組をお願いいたします。

笛吹市長 山下政樹



- 発行／2020.6.1 山梨県笛吹市役所 ● 編集／企画課・広聴広報担当
- 所在地／〒406-8510 笛吹市石和町市部777番地 TEL 055-262-4111
- URL／<https://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

